

(9) 責任ある経営体制の確立のための方策

【監査機能強化・経営における牽制態勢強化の取組み】

当社では、取締役会の機能を補完するため、「リスク管理委員会」「報酬委員会」「人事委員会」の3つの取締役会内部委員会を設置してまいりましたが、監査機能を強化するため、17年6月、新たに「監査委員会」を設置いたしました。同委員会では、社外取締役を委員長に選任し、グループ全体の内部監査に関する重要な事項を審議してまいります。

また、取締役会の下に、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関としてグループ経営会議を設置しておりますが、17年6月、グループ経営会議の一部を構成する会議として「内部監査会議」を設置いたしました。同会議では、グループ経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行ってまいります。

当行におきましては、17年6月、取締役会の実効性を強化するため、新たに社外取締役2名を選任いたしました。また、当社と同様、監査機能強化の観点から、経営会議の一部を構成する会議として「内部監査会議」を設置しております。

【CSRへの積極的な取組み】

三井住友フィナンシャルグループは、CSRに積極的に取り組んでおります。

当社グループでは、グループ各社がそれぞれの事業を遂行する中で、当社グループの

発展を追求するだけでなく、株主、お客さま、社会等のステークホルダーにバランスよく付加価値を提供し、その結果として社会の持続的な発展にも貢献していくことが、企業としての社会的責任と考えております。

これまで当社グループが取り組んできた活動のうち、当行の活動例を挙げると以下の通りです。

○店頭窓口担当者を中心とした手話講習会の開催を通じて、聴覚障害者の利便性を向上

○被災地域の企業に対するファンドの取扱を通じて、被災企業の復興を支援

○エコファンドの販売、リサイクル発電事業にかかるプロジェクトファイナンスのアレンジ、Web通帳の提供等を通じて、環境問題に貢献

○従業員による社会貢献活動を推奨、支援

○退職者再雇用制度の導入、育児・介護休業制度の改定等を内容とする「従業員サポートプログラム」を通じて、従業員が働きやすい職場を創出

さらに、17年4月には、企画部を事務局として「グループCSR委員会」を設置いたしました。また、当行におきましても、「CSR委員会」を設置するとともに、経営企画部の部内室として「CSR室」を設置いたしました。

また、17年6月には、以下に記載の「ビジネス・エシックス」を、当社・当行グループにおけるCSRの共通理念として決めました。なお「ビジネス・エシックス」は、これまで、「SMFGにおけるコンプライアンスに関する共通理念」として位置づけられていたものを「SMFG・SMB CグループにおけるCSRに関する共通理念」として、その位置づけを変更したものであります。

【ビジネス・エシックス】

①お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。

そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

②健全経営の堅持

私たちは自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。
そのために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

③社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。
そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

④自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りをもちいきいきと働ける企業集団を目指します。
そのために、人間性を尊重すると共に高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

⑤コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。
そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックスを意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

当社グループでは、「ビジネス・エシックス」を踏まえ、CSRへの取組みを一層強化してまいります。

【情報開示に関する取組み】

当社及び当行では、これまでも、アニュアルレポート、ディスクロージャー誌等の刊行物、適時開示情報等の記載内容の充実、ホームページ等を積極的に活用することで、お客さま、株主、投資家等が迅速かつ簡単に様々な経営・財務情報にアクセス出来るよう努めてまいりました。さらに、17年5月には、当社において以下のディスクロージャーポリシーを定めるとともに、本ポリシーの実効性を確保するため、当行及び当社それぞれにおいて「情報開示委員会」を設置いたしました。同委員会では、情報開示の適正性、情報開示にかかる内部統制の有効性を検証、改善策の協議を行ってまいります。

【ディスクロージャーポリシー】

1. 重要情報の開示

当社は、重要情報を開示するにあたり、証券取引法その他の関係法令及び証券取引所の規則等を遵守し、お客さま、株主、投資家の方等に対して適時適切に行うように努めます。

2. 自主的な情報の開示

当社は、お客さま、株主、投資家の方等が当社の実態を正確に認識し判断できるように、重要情報の開示に加えて、財務内容、経営方針、業務戦略等に関する自主的な情報開示の充実に努めます。

3. 公平な情報開示

当社は、上記の情報開示を行うにあたり、特定の者に対する選択的開示とならないように配慮し、公平な情報開示の実現に努めます。

4. 社内体制の整備

当社は、上記の情報開示を適切に行えるように、社内体制の整備・充実に努めます。

なお、当社及び当行の経営諸会議・委員会の状況につきましては、（図表 8）、担当業務別役員名の一覧については、（図表 9）の通りであります。

以 上